

権利の放棄について

下記のとおり権利を放棄することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 放棄する権利の内容

（権利） 羽曳野市同和更生資金貸付金に係る債権

（件数） 182 件

（金額） 19,834,284 円

2 放棄する理由

債権の消滅時効の期間が経過しているが、債務者が時効の援用をしておらず、債務者の所在及び差し押さえることができる財産がともに不明で徴収不能であるため、又は催告に対して債務者が償還の意思を示していないことから債務者が当該債権につき消滅時効を援用する蓋然性が高いと判断されるため。

平成 26 年 6 月 2 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄